

議案第6号

教育委員会定例会資料
平成26年7月28日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：臼井 直美
内線 763-212

安曇野市生涯学習推進計画の見直しについて

1 趣旨

生涯学習推進計画の実効性を高め、重点課題の更なる推進を図るため、市民をはじめ社会教育関係者などの参加による「生涯学習推進市民会議」において、年度ごとの重点施策や実施方針の検討と進捗状況の確認を行います。

平成26年度は、安曇野市生涯学習推進計画の推進状況の点検評価と内容の見直しについて協議します。

2 生涯学習推進計画

安曇野市生涯学習推進計画 平成21年8月策定

計画対象期間 前期 平成21～24年度

後期 平成25～29年度

平成26年度 見直しを実施

3 生涯学習推進市民会議の設置

安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱【資料1】に基づき、安曇野市生涯学習推進計画の推進及び取組状況の点検、評価等を行うため、安曇野市生涯学習推進市民会議を設置します。

○委員構成 15人（うち女性委員6人：40%）

公募委員3人、社会教育関係者及び生涯学習関係団体・各種委員会等の代表者

※ 委員の候補者名簿【資料2】

○委員任期 平成26年7月28日から平成28年7月27日までの2年間

○会議の開催時期 8月～10月（3回程度）

4 見直し方法

生涯学習推進計画に掲げられている施策指標について、19年度から25年度までの数値を基に進捗状況を確認し、目標数値を見直します。

また、各項目の現状と課題、施策の内容を、第1次安曇野市総合計画後期基本計画に基づき、社会情勢や安曇野市の状況と課題、生活環境などを反映したものに改めます。

5 スケジュール（案）

期 日	会議等	内 容
5月22日 ～6月5日	市民公募委員の募集 (5人以内)	応募者3人
7月28日	教育委員会 定例会	見直し実施計画、委員構成について
7月31日	政策会議	見直し実施計画について
8月4日	部長会議	同上
	議会	同上（議会基本条例第10条第1項）
8月下旬	第1回 生涯学習推進市民会議	○委嘱・任命書交付 ○生涯学習推進計画の概要説明 ○計画見直しの進め方について ○平成25年度までの指標及び進捗状況について
9月下旬	第2回生涯学習推進市民会議	見直し案について協議
10月下旬	第3回生涯学習推進市民会議	第2回協議結果を反映した見直し案の確認
11月上旬	計画見直しの完了	
11月	教育委員会 定例会	計画見直し案の報告
	議会	計画見直し案郵送 (議会基本条例第10条第1項)
11月下旬	パブリックコメント開始	
12月下旬	パブリックコメント終了	
1月中旬	社会教育委員の会議	
1月	教育委員会 定例会	
1月	政策会議	
1月	部長会議	見直し結果の報告
	議会	報告（議会基本条例第10条第1項）
2月	見直し計画の公表	

【資料 1】

○安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱

平成22年 5月25日教育委員会告示第5号

改正

平成26年 3月26日教委告示第10号

安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市生涯学習推進計画(以下「計画」という。)の推進及び取組状況の点検、評価等を行うため、安曇野市生涯学習推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する事業の進捗確認に関すること。
- (2) 計画の推進に向けた重点施策に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
- (2) 生涯学習団体の代表者
- (3) 公募により選考された市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年 3月26日教委告示第10号)

この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。

【資料2】

安曇野市生涯学習推進市民会議 委員 (案)

	氏名	所属及び役職	区分
1	伊藤 信一	文化財調査委員会 (副会長)	社会教育関係者
2	内川 丈夫男	公民館長会 (副会長)	社会教育関係者
3	小口 茂子	NPO法人 子育て支援ぱおぱお (代表)	生涯学習団体の代表者
4	神谷 和明	交流学習センター運営委員会 (会長)	社会教育関係者
5	下里 安生	安曇野市体育協会 (会長)	生涯学習団体の代表者
6	滝沢 知子	博物館協議会 (副会長)	社会教育関係者
7	田口 勝二	人権教育推進委員会 (会長)	社会教育関係者
8	田村 恵子	図書館協議会 (副会長)	社会教育関係者
9	丸山 美枝	あづみの国際化ネットワーク (代表)	生涯学習団体の代表者
10	三澤 知子	社会教育委員 (副議長)	社会教育関係者
11	宮川 智江古	公民館運営審議会 (副会長)	社会教育関係者
12	山田 賢一	子ども会育成会連合会 (会長)	社会教育関係者
13	松本 泰治	リーダーバンク登録 (健康講座)	公募委員
14	宗 像 章	市民活動センターわの会 (会長)	公募委員
15	川崎 克之	安曇野案内人倶楽部	公募委員